

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員、希望者全員を正社員化する。

めいば、均等待遇、なげんご差別。

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞー！

Twitterページを開設しました！ 未来のツクナツバーも見れます。https://twitter.com/Unionkyusyu ユニオン長崎で検索！

「23春闘要求書」提出

すべての労働者のベア獲得を目指す



郵政産業ユニオン
PIWO

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙「みらい」
NO. 4327
23年2月21日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長



おはようございます。

私たちは郵政ユニオンは2月15日、日本郵政グループ各社及び日本郵便輸送に対し、「2023年4月1日以降の賃金引上げ等に関する要求書」を提出しました。

今春闘は、昨年末から今年にかけて食料品、衣料品、光熱費、ガソリン価格の高騰など、市民生活は大打撃を受けた中で、のたたかひとなりまふ。特に、日本郵政グループで働く社員は、「7年連続ベアゼロ」回答により、諸物価高騰の影響は生活苦と直結しており、今春闘において物価高騰を上回る賃金引上げは「一歩も譲れない要求」です。

2023年4月1日以降の賃金引上げ等に関する要求書

- I 期間雇用社員等の処遇改善
 - 1 賃金引上げ要求等
 - (1) 月給制契約社員
 - ① 基本月額を31,000円以上引上げること
 - ③ 加算額の上限回数をなくすること
 - (2) 時給制契約社員
 - ① 時間給を200円以上引上げること
 - ② 基本給を全国一律制とし、時給を1,500円以上とすること
 - ③ スキル評価結果に基づき、スキルAランクに到達できない職種をなくすること
 - 2 夏期・年末一時金
 - (1) 月給制契約社員は、年間4.5月とすること
 - (2) 時給制契約社員は、年間一ヶ月の平均賃金の4.5月とすること
 - 3 均等待遇要求
 - (1) 制度に関する要求
 - ① 労災補償は、正社員と同様の制度とすること
 - ④ 期間雇用社員等及びアソシエイト社員に対し、夏期冬期休暇を各3日付与すること
 - (2) 手当に関する要求
 - ③ 非番日労働の割増手当は、正社員と同様に100分の135として支給すること
 - ⑦ 物価高騰に伴う緊急措置として特別手当を支給すること
 - (3) 人間ドック受診は正社員と同様に特別休暇とすること
 - 4 正社員登用に関する要求
 - (1) アソシエイト社員転換後、2年で正社員を希望する社員全員を正社員へ登用すること
- V コロナ禍における感染防止策と労働条件の改善について
 - 1 特別手当を支給すること
 - 2 正規・非正規社員問わず感染した場合は、特別休暇を適用すること
 - 3 濃厚接触者ではなく、発熱等の理由で会社の指示により休む場合は、特別休暇を適用すること。また、PCR検査を受けた場合の費用は会社負担とすること

*期間雇用社員等の処遇改善と新型コロナウイルス感染症関連要求について抜粋

低賃金で働いている期間雇用社員等、一般職社員や地域基幹職で働く若年層の社員をはじめ、中年、シニアスタッフ社員など、物価高騰の波はすべての労働者に降りかかっています。こうした点からも、23春闘は「すべての労働者のベア獲得」を目指してたたかうことが重要です。

春闘要求書は3月14日

日を回答指定日として提出し、提出日の2月15日を第1回賃金交渉として日本郵政グループ各社との交渉に入りました。第2回賃金交渉は、2月14日に発表された「2023年3月期第3四半期決算」の説明の場になります。第3四半期の純利益はグループ全体で3,762億円を計上しており、これまで社員



提出した要求書は春闘アンケートに寄せられた声をもとに作成したものであり「みんなの要求」です。職場で宣伝・対話を広げ、全組合員の力を結集してたたかいます。

提出した23春闘要求書の中から「期間雇用社員等の処遇改善」と「新型コロナウイルス感染症関連要求」について抜粋掲載します。正社員等の処遇改善項目などは地下掲示板に掲示します。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎のホームページはこちら

